

議案第 23 号

生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成19年3月7日

生駒市長 山下 真

生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和43年12月生駒市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、第11号及び第12号を削る。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

	種 類	支 給 を 受 け る 者 の 範 囲	支 給 の 基 準	手 当 の 額
1	訪問指導 手当	福祉事務所のケースワーカーで家庭訪問に従事したもの及び保健指導のために家庭訪問に従事した保健師のうち、市長が困難と認める業務に従事したもの	日額	300円
2	賦課徴収 手当	庁外において市税の滞納整理業務に従事した職員	日額	300円
		庁外においてし尿くみ取り手数料又は下水道事業受益者負担金の滞納整理業務に従事した職員	日額	250円
3	感染症対	感染症の病原体に汚染され、又は汚	勤務1回に	1,200円

	策業務手当	染された疑いのある場所等の消毒その他の措置に係る業務に従事した職員	つき	
4	行旅病人等取扱手当	行旅病人等の収容に従事した職員	勤務1回につき	2,000円（行旅死亡人の収容の場合にあっては、2,000円を加算する。）
5	環境衛生業務手当	野犬等の捕獲若しくは死体処理又ははち類の駆除に従事した職員 下水路の汚泥取出し作業に従事した職員	勤務1回につき	800円
		清掃施設において処理機械故障時等の汚物取出し作業に従事した技能職員	日額	4,500円
		清掃施設に勤務する技能職員で清掃作業に従事したもの 清掃施設において臨時に清掃作業に従事した職員又は臨時に粗大ごみ若しくは大量ごみの収集作業に従事した職員	日額	750円（臨時に作業に従事した職員にあっては、1,000円）
6	消防防災手当	火災又は水防の現場において業務に従事した職員	勤務1回につき	500円
		救急現場において救急業務に従事した職員	勤務1回につき	300円（救急救命士として救急業務に従事した職員にあっては、500円）
		はしご付き消防ポンプ自動車の塔上において、消防活動又は防火訓練指導に従事した職員	勤務1回につき	500円
		消防活動又は防災活動のため午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員	勤務1回につき	500円
7	技術管理手当	資格免許等を職務上使用し、技術管理を行う職員のうち市長が必要と認めるもの	1資格につき月額	2,000円
8	保育手当	保育業務に従事した職員（職務の級が6級以上である職員を除く。）	月額	給料月額額の10分の4に相当する額

備考 第5項の手当（その額が800円のもの及び750円のものを除く。）については、その勤務時間が4時間以下となる場合は、同項に規定する額の2分の1の額を

支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成19年4月1日以後の勤務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前の勤務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 3 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第13条中「並びに特殊勤務手当のうち規則で定めるものの月額」を削る。